

第Ⅴ章

計画の推進に当たって





1 県民参加の取組の必要性と役割分担

本計画に掲げる将来像を実現するためには、農林水産業・農山村が果たす役割について、農林漁業者や関係団体、行政のみならず、広く県民全体において理解を深め、幅広い支援や支持を得ながら、各主体がそれぞれの役割を認識し、積極的な取組を展開することが必要です。

条例においても、農林水産業の振興に関して、県、農林漁業団体、農林漁業者、関連産業の事業者・団体及び県民の責務や役割が明記されています。県は、条例に明記された各主体や市町村等と連携し、将来像の実現に向けて率先して取り組むとともに、関係者の意欲的な取組を支援します。

(1) 県の役割

条例は、県の責務として、条例の基本理念にのっとり、地域の特性に配慮しながら、地域の農林漁業者及び国、市町村、農林漁業団体等と連携協力を図り、農林水産業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする旨を規定しています（第4条）。

こうした責務を果たすため、県は、他の主体と連携・協働しながら、計画的な体制整備を図りつつ農林漁業者や農山村地域の自立・自走を促進する施策をはじめ、本県の特性と実情に即した施策を講じます。その上で、施策の効果を検証するとともに新たな知識や技術を蓄積し、更に効果的な施策を検討・実施していきます。

また、農林部内のみならず、産業や環境などの関連分野の所管部局と十分に連携し、アグリテックの活用や鳥獣害対策などの課題解決に向けて、各施策に取り組んでまいります。

さらに、県が持つノウハウや情報、信用力を最大限に発揮し、官民連携プラットフォームの運営などにより、積極的な情報発信や、他分野の事業者等との連携を促進し、迅速かつ効率的な取組を展開します。

くわえて、デジタル技術を活用した行政情報システムの活用を促進し、行政事務の効率化や、県民及び事業者の利便性の向上を推進するとともに、広域的な観点から、他の主体と適時的確に情報を共有できるよう、情報の収集・発信を行います。

(2) 市町村の役割

市町村は、地域の農林漁業者にとって身近な行政機関であることから、地域における農林水産業・農山村の目指す方向を明確にし、地域での主導的な役割を発揮することが重要です。担い手の育成、農地・森林の利活用の推進、各市町村の特性に応じた生産振興や地域活性化等において、国や県、農林漁業団体と連携して施策を推進することが重要です。

また、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、地域の関係機関や団体、地域住民等と密接に連携し、地域の特性を生かすことができる取組を展開することが重要です。

(3) 農林漁業団体の役割

条例は、農林漁業団体の役割として、「農林水産業の振興を図るため、農林水産業以外の多様な事業者等との連携に努めるとともに、良質かつ安全な農林水産物の安定的な供給を担う主体であることを深く認識し、基本理念の実現に自ら積極的に取り組むものとする」と規定しています（第5条第1項）。

こうした役割を果たす上で、農林漁業団体は、各団体の役割を最大限発揮し、地域の農林漁業者、住民、他産業の多様な事業者等との連携を図りながら、消費者や農林漁業者のニーズに対応したサービスの向上や事業活動に努めることが重要です。

また、市町村等と連携しながら、産地が将来にわたって持続的に発展していく戦略を描き、その実現に向け、担い手の育成や生産・販売対策などの取組を展開していくことが重要です。

さらに、農山村地域の実情を踏まえ、農地や森林をはじめとする地域資源の保全活動に主体的に取り組むことが重要です。

(4) 農林漁業者の役割

条例は、農林漁業者の役割として、上記の農林漁業団体と同様の内容を規定しています（第5条第1項）。

農林水産業の持続的な発展を実現するためには、農林漁業者自らが主体的に創意工夫して経営改善に取り組むなど、自立・自走を基本に事業を行うことが重要です。

また、地域の関係者の合意形成により作成した地域計画等に基づき、担い手不足や遊休農地の増加などの地域が抱える課題を解決し、将来の農地利用のあるべき姿の実現に向けて主体的に取り組むとともに、地域住民、他産業の事業者等との連携や都市との交流活動に積極的に取り組んでいくことが重要です。

(5) 農林水産業・農山村に関わる産業の事業者・団体の役割

条例は、食品産業その他の関連産業の事業者及び団体の役割について、「その事業活動等を行うに当たり、県産の農林水産物の利用の促進及び付加価値の創出に努めるとともに、基本理念の実現に取り組むものとする」と規定しています（第5条第2項）。

こうした役割を果たす上で、食品産業、木材産業、流通業、観光業などの農林水産業・農山村に関わる産業の事業者・団体には、農林水産物の生産現場や農山村が大消費地に近接する本県環境をチャンスとして捉え、農林水産業・農山村の魅力を生かした商品・サービスの提供や事業運営を行うことが期待されます。

また、そのような事業を発展させることにより、地産地消や都市と農山村との交流の拡大、農林水産業・農山村の多面的機能の更なる発揮を通じて、県民全体に対する更なる社会貢献を行うことが期待されます。

あわせて、食品産業については、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」の中でも重要な役割を担うことから、農林水産物や食品の合理的な価格形成へ配慮し、持続的な供給を実現することが期待されます。

(6) 県民の役割

条例は、県民の役割について、「自らの暮らしを通じて農林水産業の重要性を深く認識し、地産地消等に努めるとともに、農林漁業の体験その他の都市と農山村との地域間交流等を通じて、農林水産業及び農山村の有する多面的機能についての理解と関心を深めるものとする」と規定しています（第6条）。

こうした役割を果たす上で、県民には、本県の農林水産物・農山村の魅力に目を向け、日々の生活の中で県産の食品を食べること、県産の花を飾ること、住まいに県産木材を取り入れること、農山村や森林を訪れて食やレジャーを楽しむことなどが期待されます。

また、こうした活動をきっかけにして、自らの命や暮らしを支える「食と農」の大切さや、県土や自然環境を保全し安らぎや潤いの場を提供する農林水産業・農山村の多様な役割等を認識すること、また、環境負荷低減の取組に関する情報を踏まえて県産農産物を選択するなどの行動変容等を通じて、食料の持続的な供給への寄与や、農林水産業・農山村を支えることが期待されます。

2 計画の実効性の確保

本計画の実効性を確保するため、県民の視点からニーズを的確にとらえ、時代の潮流を踏まえた取組や、農林漁業者や地域の主体性と創意工夫を発揮させる取組などの施策を実施していきます。

また、施策ごとに取組や指標の進捗状況を確認し、計画が掲げる将来像に沿ったものになっているか評価を実施するとともに、評価を踏まえて更に効果的な取組への見直しを行うことにより、本計画の実現を確実なものとしていきます。

SDGsの目指す17ゴールと埼玉県農林水産業振興基本計画の施策

埼玉県農林水産業振興基本計画		SDGsの17ゴール
大柱	小柱	
1 基本的な考え方		
2 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進	(1)生産、流通、販売等の体制の整備	2 飢餓、8 経済成長と雇用、12 持続可能な消費と生産、15 陸上資源
	①農業の分野ごとの施策	2 飢餓
	②林業における施策	2 飢餓、15 陸上資源
	③水産業における施策	2 飢餓
	④農林水産物の流通の合理化・効率化	2 飢餓
	⑤農林水産物の需要拡大	2 飢餓、8 経済成長と雇用、15 陸上資源
	⑥多様な事業者との連携	2 飢餓、8 経済成長と雇用
	(2)地産地消の促進	2 飢餓、12 持続可能な消費と生産、15 陸上資源
	(3)消費者の信頼確保	2 飢餓、12 持続可能な消費と生産
3 イノベーションの促進	(1)先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進	2 飢餓、9 イノベーション等
	(2)重点的・計画的な試験研究の実施	2 飢餓、9 イノベーション等
4 優良農地の確保及び有効利用	(1)優良農地の確保	2 飢餓、11 持続可能な都市
	(2)農地の有効利用	2 飢餓、11 持続可能な都市
5 生産基盤の整備	(1)農業生産の基盤の整備	2 飢餓、11 持続可能な都市、13 気候変動、15 陸上資源
	(2)林業生産の基盤の整備	11 持続可能な都市、13 気候変動、15 陸上資源
6 経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保	(1)農林漁業者の経営発展	2 飢餓、8 経済成長と雇用
	(2)新規就業の促進	2 飢餓、4 教育、8 経済成長と雇用
	(3)多様な担い手の育成	2 飢餓、5 ジェンダー、8 経済成長と雇用、10 不平等
7 災害等のリスクへの対応	(1)災害対策の推進	2 飢餓、11 持続可能な都市、13 気候変動
	(2)鳥獣及び特定外来生物による被害の防止	2 飢餓
	(3)伝染性疾病及び病害虫の発生の予防及びまん延の防止	2 飢餓

埼玉県農林水産業振興基本計画		SDGsの17ゴール
大柱	小柱	
8 農山村振興と住民の多様な関わり創出	(1)農山村の振興	6 水・衛生、11 持続可能な都市、12 持続可能な消費と生産、15 陸上資源
	①農山村における生活環境の整備	6 水・衛生、11 持続可能な都市
	②地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	6 水・衛生、11 持続可能な都市、12 持続可能な消費と生産、15 陸上資源
	(2)県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進	4 教育、8 経済成長と雇用、11 持続可能な都市、15 陸上資源
	①都市と農山村との地域間交流の促進	8 経済成長と雇用、11 持続可能な都市
	②農林水産業に関する情報提供の推進及び学習機会の増大	4 教育、11 持続可能な都市
	③県民参加の森づくりの推進	11 持続可能な都市、15 陸上資源
	(3)都市農業の振興	2 飢餓、11 持続可能な都市
9 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮	(1)環境負荷低減の取組の促進と温室効果ガスの吸収・貯蔵機能の向上	2 飢餓、7 エネルギー、11 持続可能な都市、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動、15 陸上資源
	(2)農業・農山村の多面的機能の発揮	11 持続可能な都市、15 陸上資源
	(3)森林の公益的機能の発揮	6 水・衛生、11 持続可能な都市、15 陸上資源

※SDGsの17ゴールは以下のとおり。

- 「1 貧困」：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 「2 飢餓」：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 「3 保健」：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 「4 教育」：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 「5 ジェンダー」：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 「6 水・衛生」：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 「7 エネルギー」：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 「8 経済成長と雇用」：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 「9 イノベーション等」：強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 「10 不平等」：各国内及び各国間の不平等を是正する
- 「11 持続可能な都市」：包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 「12 持続可能な消費と生産」：持続可能な生産消費形態を確保する
- 「13 気候変動」：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 「14 海洋資源」：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 「15 陸上資源」：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 「16 平和」：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 「17 実施手段」：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

參考資料



1 策定の経緯

時 期	事 項
令和7年6月	埼玉県農林水産業振興基本計画骨子の作成
8月	埼玉県農林水産業振興基本計画素案の作成
	第1回埼玉県農林水産業振興基本計画策定懇話会（8月28日）
	第1回埼玉県森林審議会（8月29日）
10月	埼玉県農林水産業振興基本計画原案の作成
	県民コメントの実施（10月15日～11月15日）
	県域団体との意見交換会（10月24日）
	地域団体との意見交換会（10月29日）
11月	第2回埼玉県農林水産業振興基本計画策定懇話会（11月27日）
	第2回埼玉県森林審議会（11月28日）
令和8年1月	埼玉県農林水産業振興基本計画最終案の作成
2月	埼玉県議会2月定例会で議案提出
3月	埼玉県議会2月定例会で議決
	埼玉県農林水産業振興基本計画の策定・公表

埼玉県農林水産業振興基本計画懇話会 委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
井 上 健 次	毛呂山町長、埼玉県町村会会長
江 口 幸 治	国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科 准教授
角 田 守 良	加須市長
笠 原 勇	笠原園芸
木 村 友 一	トマト栽培農家
久 家 慶 子	株式会社大宮中央青果市場 執行役員
毛 塚 崇 浩	露地多品目栽培農家
小 谷 あゆみ	農ジャーナリスト・フリーアナウンサー
田 口 剛 寛	公募委員
谷 口 知 子	株式会社塚田牧場
鶴 田 健 次	マルツ食品株式会社 代表取締役
西 山 未 真	国立大学法人宇都宮大学農学部農業経済学科 教授
廣 田 美 子	さいたま市消費者団体連絡会 代表
福 島 貴美恵	長瀬福島農園
山 田 浩 太	アルファイノベーション株式会社 代表取締役
山 中 広 子	株式会社山中農産

(令和8年3月末時点)

※ 敬称略、五十音順

埼玉県森林審議会委員名簿

任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日

氏 名	所 属 団 体 等
安 嶋 博 志	林野庁関東森林管理局 埼玉森林管理事務所長
井 上 健 次	毛呂山町長、埼玉県町村会会長
岩 谷 美 苗	森林インストラクター、樹木医
内 田 潔	公募委員
大 萱 直 花	一般社団法人日本森林技術協会 ICT林業推進室 室長
坂 本 幸	株式会社サカモト 代表取締役社長
柴 田 晋 吾	上智大学大学院地球環境学研究科 客員教授
千 島 真由美	埼玉県女性林業会議（結木の会）、 秩父地域森林林業会議所
野 辺 香 織	社会福祉法人幸仁会 川本園
福 田 晃	越谷市長
福 森 秀 臣	公募委員
牧 野 唯	文教大学生生活科学研究科客員研究員、 埼玉県立大学非常勤講師
松 村 一 郎	埼玉県中央部森林組合 代表理事組合長
森 真太郎	小鹿野町長
山 下 詠 子	東京農業大学地域環境科学部 森林総合科学科 森林政策学研究室 准教授

2 用語集

用 語	説 明
6次産業化	農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的にかかわり、農業経営に新たな付加価値を生み出す取組。1次×2次×3次=6次。
C L T	Cross Laminated Timberの略称。集成材の一種である直交集成板のことで、板の層を繊維方向が直交するように交互に積み重ねて接着した厚型パネル。鉄筋コンクリートなどと同様に「面」として建物を支える構造にできる。
e M A F F 地図	農林水産省地理情報共通管理システム。 デジタル地図を活用して、農地台帳等の農地情報と位置・区画情報を紐づけ、農地の利用状況の現地確認等の効率化・省力化などを図るもの。
G N S S	Global Navigation Satellite System(全球測位衛星システム)の略称。G P S、G L O N A S S、G a l i l e o、準天頂衛星（Q Z S S）等の衛星測位システムの総称である。
H A C C P	食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。従来の抜取検査による衛生管理に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、原因の追及を容易にすることが可能となる。
I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。I T（情報技術）のほぼ同義語。
I o T	Internet of Thingsの略称。「モノのインターネット」と訳され、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。
I P M	総合防除（I P M）とは、総合的病害虫・雑草管理の略称。病害虫の発生増加を抑えるため、利用可能なすべての防除技術の経済性や環境への影響等を考慮し、適切な手段を総合的に講じる管理手法。
J A S 構造材	日本農林規格（J A S）で規定された強度性能・品質基準を満たす製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするもの。
L P W A 通信網	Low Power WideArea通信網。従来よりも低消費電力、広いサービスエリア、低コストを可能とする無線通信システムのこと。
R T K	人工衛星から送信される電波の情報をもとに、高精度な位置情報を割り出す測位法の一つ。リアル・タイム・キネマティックの略で、R T K - G N S Sとも呼ばれる。
S - G A P	埼玉スマートG A P（Good Agricultural Practice）の略称。県内農家に農業に関連する法令・指針等を遵守してもらうため、平成26年度に策定した埼玉県における農業規範。 S - G A Pに取り組むことで、食品安全・環境保全・労働安全、人権保護、農場経営管理に配慮した、持続的な農業経営を実践することが可能となる。
アグリテック	ロボット、A I、I o Tなど農業で活用する先端技術。
明日の農業担い手育成塾	新たに農業に参入を希望する者を確実に希望地での就農に導くため、関係機関が連携して概ね2年間の実践研修の実施、農地の確保等を行う支援体制。
アフリカ豚熱	アフリカ豚熱ウイルスの感染による豚、いのししの伝染病。強い伝染力と高い致死率が特徴であり、養豚産業に及ぼす影響が甚大であることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の豚は全て殺処分。
移住情報サイト	移住情報サイト「埼玉ではじめる農ある暮らし」。農ある暮らしのはじめ方や移住情報、各市町村の魅力や特徴などをまとめて紹介するサイト。
イネカメムシ	稲を害し、不稔による収量減少や斑点米による品質低下を引き起こす害虫。
営農型太陽光発電施設	農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う施設。
枝打ち	節のない木材を生産すること等を目的として、樹木の育成過程において不要な枝を切り落とす作業。
えみほころ	県農業技術研究センターが育成した米の中晩生品種。「彩のかがやき」並の良食味が暑さに強く、縞葉枯病に抵抗性を持つ。
エリートツリー	成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等により得られた次世代の個体の中から選抜される、成長等がより優れた精英樹のこと。
おくはるか	県農林総合研究センター茶業研究所（現：県茶業研究所）が育成した極晩生の茶品種。寒さに強く、防霜ファン未設置茶園でも栽培できる。製茶した茶葉には桜餅のような香りがある。

用 語	説 明
卸売市場	卸売市場法に基づき、生鮮食料品等の卸売のために開設されている市場。県民に生鮮食料品等を安定的に供給する役割を担っている。青果市場、水産物市場、食肉市場、花き市場、これらの複数を扱う総合市場がある。
カーボンニュートラル	二酸化炭素（CO ₂ ）をはじめとする温室効果ガスの排出量と、植林や森林管理、CO ₂ 回収技術などによる吸収・除去量を差し引き、正味ゼロ（ネットゼロ）にすること。
改植	樹木を植え替えること。
皆伐	一定のまとまりのある森林内の樹木を全部または大部分伐採すること。
外来植物	自然分布域外から人間の活動によって持ち込まれた植物。農業では繁殖力の高い外来植物の侵入・繁茂により生産性の低下を招く恐れがある（例：ナガエツルノゲイトウ）。
下層植生	森林内において地表付近に生育している低木及び草本類からなる植物集団。
家畜防疫互助事業	高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合に備え、生産者同士が掛金を出し合い、被害が発生した農家へ補てんを行う互助制度。生産者と国が1/2ずつ積み立てを行う。
活樹	森林を将来に受け継いでいくため、森林資源の活用や木材の利用拡大を図り、森林の循環利用を進めていくこと。
学校ファーム	児童・生徒が農作業体験を行うために、小・中学校単位に設置する農園。生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操を養い、生きる力を育むことをねらいとしている。
環境負荷低減	事業や生活の中で発生するCO ₂ や廃棄物など、地球環境への悪影響を可能な限り抑制すること。本基本計画においては、農林水産業における環境負荷低減を指す。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。
間伐	森林の育成過程で樹木の混み具合に応じて伐採し、目的とする樹種の本数を調整する作業。樹木の成長を助長して木材としての利用価値を高めるとともに、林床に太陽光線が届くことによって下層植生が発達し、水源涵養機能などの公益的機能の向上が図られる。
基幹的農業従事者	農業就業人口*のうち、普段仕事として、主に自営農業に従事している者。 *自営農業に従事した農業従事者のうち、「1年間に自営農業のみに従事した者」又は「農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者」。
基幹的農業水利施設	農業用排水の利用のために供される施設であって、その受益面積が100ha以上（排水機場施設の場合は20ha以上）のものである。
企業誘致推進員	地域農業の新たな担い手確保に向け、県内外で活躍する大規模農業法人などを誘致し、規模拡大や県内への参入を支援する職員。
共同利用施設	複数の農業者が利用する施設で、農産物の調製や貯蔵、出荷等を行う施設のこと。
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
経営耕地面積	農業経営体が経営している耕地（畦畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自作地（自ら所有し耕作している耕地）と、借入耕地（他から借りて耕作している耕地）の合計。
経営所得安定対策	担い手農家の経営安定に資するよう、①諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、②農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策を実施するとともに、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、③飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施する。
経営相談窓口	農業経営・就農支援センターに設置する、農業者からの農業経営の法人化や継承などの相談に対応し、課題解決に向けた指導・助言を行う窓口。
景観形成作物	景観形成を目的として栽培される作物。ヒマワリ、コスモスなどが挙げられる。
畦畔除去	効率的に利用できる大区画水田とするために、耕地の仕切りとなっている畦畔を取り除くこと。
契約栽培取引	生産者と実需者（外食産業、食品加工製造業者など農産物を必要とする者）が直接締結した契約に基づき栽培及び販売される取引。
契約野菜対応型野菜産地	実需者（外食産業、食品加工製造業者等）のニーズに応じた生産・販売を行い、多様化する流通・消費形態に対応する産地。（卸売市場を経由した取引を含む。）
下水汚泥	家庭や工場から流れ出る汚水処理する過程で発生する残留物で、汚水中の有機物や微生物、無機物が凝集して泥状になったもの。
県育成品種（いちご、梨）	（あまりん）県農業技術研究センターで育成したいちごの品種。食べた瞬間に際立つ強い甘みとほのかな酸味が特徴。 （かおりん）県農業技術研究センターで育成したいちごの品種。豊かな香りが特徴で、張りのある食感に濃厚な味わいがある。 （べにたま）県農業技術研究センターで育成したいちごの品種。高い糖度と爽やかな酸味が感じられ、果肉は真っ白で赤と白のコントラストが綺麗なことが特徴。早生性、収量性、輸送性に優れている。 （彩玉）県農林総合研究センター園芸研究所（現：県農業技術研究センター）で育成した日本なしの品種。大玉で糖度が13－14度と高く、肉質が柔らかく多汁で食味良好な品種。

用 語	説 明
県産農産物サポート店	県産農産物を購入しやすくするため、県産農産物を積極的に取り扱う小売店、食品製造業者、飲食店及び卸売業者等を県が登録する制度。
原種鶏	種鶏（養鶏農家が飼養する鶏を生産するための親鶏）を生産するための親鶏。
コイヘルペスウイルス病	コイ（マゴイ、ニシキゴイ）特有の病気で、潜伏期間は2～3週間。症状は、行動が緩慢になり、摂餌不良に陥り、鰓の退色が見られる。コイ以外の魚や人への感染はない。
公益的機能	森林が持つ機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止・土壌保全機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能をいう。
航空・地上レーザ測量	航空レーザ計測は、航空機に搭載したレーザスキャナから地上にレーザ光を照射し、地上から反射するレーザ光との時間差より得られる地上までの距離と、GNSS測量機、IMU(慣性計測装置)から得られる航空機の位置情報より、地上の標高や地形の形状を調べる測量方法。 また、地上レーザ測量は、地上からレーザ光を照射し、樹木の形状を調べる方法。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや刈払機等と比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等性能が著しく高い林業機械。
口蹄疫	口蹄疫ウイルスの感染により口、蹄、乳頭周辺の皮膚に水泡が形成される牛、豚、羊等の伝染病。伝播力が極めて強く、発病後の発育障害、採食や歩行困難、泌乳障害などにより、畜産業に対して大きな打撃になることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の家畜は全て殺処分。
高病原性鳥インフルエンザ	国際獣疫事務局（WOAH）の診断基準により高病原性と判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥等の伝染病。感染した場合はほとんどの鳥が死亡するなど、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の鳥は全て殺処分。
合併浄化槽	家庭から出る生活雑排水やし尿を浄化するための装置。
コールドチェーン	生鮮食料品等を冷凍、冷蔵、低温の状態で、出荷・輸送・市場・販売・消費まで流通させる方式。低温流通体系とも呼ばれる。
国際園芸博覧会	国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造等を目的に開催される博覧会。
米トレーサビリティ法	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の通称。米及び米加工品に問題が発生した際に流通ルートを速やかに特定するため、米穀事業者に対する米穀等の取引記録の作成・保存と産地情報の伝達の義務について規定。
コンテナ苗	特殊な形のコンテナ容器を使って育てたスギなどの根鉢付きの苗。小型軽量で育成、保管・運搬、植栽の効率がよく、真夏や土が凍結する時期を除けば常時植えることができる。
サーキュラーエコノミー(循環経済)	資源を効率的に循環させ持続可能な社会をつくるとともに、経済的な成長もめざす経済システム。
再造林	人工林を伐採した跡地に、再度、苗木の植栽などの人為的な方法により森林を造成すること。
埼玉型ほ場整備	耕地整理等で10a区画に整備された水田地域を対象として、畦畔除去による区画拡大や既存道路の拡幅など、現況区画を最大限に生かしながら再ほ場整備を行うこと。最低限の整備を行うことにより、事業費を抑えるとともに、事業期間を短くすることができる。
埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画	持続的で生産性の高い農林業の発展を図るため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、令和5年3月に埼玉県と県内63市町村の共同により策定した計画。
埼玉県県産木材利用促進条例	森林資源の循環利用を図り、県産木材を積極的に利用する「活樹」の取組を進めることで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする令和8年4月1日施行した条例。
埼玉県水源地域保全条例	水源地域の保全に関し、県・県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与することを目的として制定した。
埼玉県農業経営・就農支援センター	農業を担う者の確保・育成のために必要な援助を行う拠点。市町村や農業関係団体と連携し、就農サポート（就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整等）及び経営サポート（農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要の助言指導等）を実施する。
埼玉県林業労働力確保支援センター	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、平成9年8月に埼玉県から指定を受け、林業労働力の確保、雇用管理の改善及び合理化を促進するため、新規就業者の支援、就業相談等、森林・林業の健全な発展に寄与するための業務を実施している。
埼玉農業経営塾	高い経営力を有する農業法人の経営者等を育成し、将来に向けた埼玉農業の担い手の育成を図ることを目的に実施。約半年間通して、経営課題の分析や財務管理などを学び、持続的な農業経営の実践につなげる。
彩のきずな	県農林総合研究センター水田農業研究所（現：県農業技術研究センター）が育成した米の中生品種。「コシヒカリ」並の良食味が暑さに強く、縞葉枯病やいもち病、ツマグロヨコバイに抵抗性を持つ。

用 語	説 明
彩の国地鶏タマシャモ	県養鶏試験場（現：県農業技術研究センター）が大和シャモ、ニューハンプシャー種、大シャモ、ロードアイランドレッド種をかけ合せて作出した、本県唯一の地鶏。シャモの血を濃く受け継いでいるため、その鶏肉は歯ごたえが良く、うま味が豊かであることが大きなセールスポイントとなっている。
在来大豆	各地域で昔から作られてきた大豆の在来種で、県農業技術研究センターが収集・保存してきた。近年、特徴ある地域特産品として、生産者と加工業者の連携による豆腐等の製品開発が進められている。
刺し網	魚の通り道に網を仕掛けてからませて獲る漁具。
さやまあかり	県茶業研究所が育成した中生の茶品種。収量性が極めて高く難防除害虫であるクワシロカイガラムシがほとんど寄生しない。
三富地域	平地林の落ち葉を堆肥として畑に還元する農法が継続されている川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。緑豊かで、都市近郊の緑地空間としても貴重である。
産卵床造成	魚類が産卵する場所を人工的に造ること。ウグイやオイカワでは河床の掘り起し、コイやフナでは水草に模したビニール片を水面に設置する。
地拵（じごしらえ）	伐採木の枝葉を整理したり、雑草木を刈払いなどの植栽前に行う準備作業。
次世代施設園芸	スマート機器や省力化機器類を活用した先進的な施設園芸のこと。
施設園芸等燃料価格高騰対策	国と農業者が1対1で積立てを行い、燃料価格が一定の基準を超えた場合に農業者に対して補填金を交付する制度。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成される。
実需者	農産物を必要とする者。食品製造業者や食品量販店、外食・中食業者など。
指導農業士	地域農業の振興方向に沿って、次代の農業を担う青年農業者を育成するため、地域において、優れた農業経営を行い、その農業経営を通して青年農業者の育成に指導的役割を果たしている農業者。
就職就農	農業法人などに就職し、従業員として農業に従事する就農形態。
収入保険	全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクを補償し、保険期間中の収入が減少した場合に補てんする公的保険制度。
集落営農	集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
集落介在農地	集落内や住宅に隣接する形で分散している農地。狭小や不整形など、耕作条件の悪い農地が多い。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食品表示調査員	食品表示の適正化及び食品表示制度の普及啓発を図るため、県民から公募し委嘱された調査員。任期は1年間。定期的に食品販売店における食品表示の状況を確認し県に報告する。
飼料用稲	牛の飼料用にするイネのこと。乳熟期～黄熟期のイネ茎葉をモミごと収穫して密封し、乳酸発酵させたホールクロップサイレージ（WCS）の形で利用されることが多い。
飼料用米	トウモロコシなどの代わりに豚や鶏などの飼料となる米。配合飼料の15%程度までであれば、家畜の生理や生産物に影響を与えることなく置き換えることができる。
新規就農者	新たに農業に従事する者のこと。埼玉県では、64歳以下で新たに年間150日以上農作業を行う者を新規就農者としている。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
侵入警戒調査	国内未発生又は一部のみに発生している病虫害の侵入を早期に発見するための調査。
森林インストラクター	森林の案内や森林内での活動を指導する専門家として（一社）全国森林レクリエーション協会が行う資格試験に合格し、登録された者。
森林環境教育	森林での様々な体験活動などを通じ、自然や森林のしくみ、林業や山村文化等を学ぶこと。
森林環境譲与税	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、森林環境税の収入額に相当する額が、客観的な譲与基準により、都道府県・市区町村に森林環境譲与税として譲与される。森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から譲与されている。
森林環境税	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、令和6年度から個人に対して課税されている国税。全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される。
森林管理道	木材を搬出したり、森林の管理や施業のために森林内につくられた道で、自動車の走行を想定して作られている道。林道ともいう。

用 語	説 明
森林経営管理制度	森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が主体となって経営管理を図る制度。
森林経営管理法	森林経営管理法は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度を定める法律。
森林計画	森林は、水源の涵養等の多面的機能の発揮をするとともに木材等の林産物の供給源となっている。無秩序な伐採や開発は森林の荒廃、災害、資源減少を招く。また、森林の造成には極めて長い年月を要するため、森林法に基づき、長期的視点から計画的で適切な森林管理を行う森林計画制度が定められている。
森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林。保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為のこと。
森林認証材	独立した第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等がされているか、一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品が分別され、表示管理されているか認証することを森林認証という。林産物に対して認証マークを付すことにより、消費者の選択的な購入を促し、森林保護を図ろうとする仕組み。
森林簿	森林簿は、地域森林計画の対象とする森林の位置や面積、林種、林齢、樹種別の材積など森林施業のまとめりである林小班単位で情報を記載した帳簿のこと。
森林ボランティア	森林をフィールドにして、植栽、下刈、間伐などをボランティア活動として行う者。
水源涵養	樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、洪水を緩和したり、水質の浄化をする機能。
スマート農業	ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業。
生産緑地	生産緑地地区（市街化区域内の農地等のうち、公害又は災害の防止や農林漁業と調和した都市環境の保全等に効用があり、農林漁業の継続が可能な条件を備えている地区）の区域内にある土地又は森林。生産緑地は、建築等の行為が制限され、固定資産税等の軽減制度がある。
性別別精液	乳牛や肉牛で雌雄を産み分けるため、フローサイトメーター(光学的分離装置)を用いて、X染色体を持つ精子（雌）とY染色体を持つ精子（雄）を区別し、分離した精液。産まれる子牛の性別はおおよそ90%の確率で的中する。
生物多様性の保全	野生の動植物が人間の生活や生産活動の影響を受けて絶滅することがないように、遺伝子、生物種、生態系の多様性を保存すること。
セーフティネット	災害その他の不慮の事故や農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受ける農業経営への影響を緩和する措置。
施業の集約化・団地化	隣接する複数の所有者の森林をとりまとめて、作業道の整備や間伐等の森林施業を一体的に実施すること。
全国植樹祭	国土緑化運動の中心的な行事として、昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されている。
センシング技術	センサーを用いて温度、振動、生体情報など、物理・化学的な実世界の情報を計測・数値化し、データとして取得する技術。
第三者継承	経営者の引退前後で生産活動が停止することなく連続して、前経営者が有する栽培技術や経営ノウハウなどの無形資産と、施設・機械・農地等の有形資産を引き継ぎ、従業員や新規就農者など親族以外の第三者に継承すること。
多面的機能	国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など農産物の供給以外の多面にわたる農業・農村が有する機能。
多目的防災網	果樹の棚栽培において、防風、防鳥、防雹など複数の効果を目的に、棚上1～2mの高さで園地全体を覆うように被せるネット。
地域計画	農業者や地域の関係者の協議を踏まえ、地域農業の将来のあり方と農地毎に農業を担う者を地図上に示した目標地図を備えた市町村が定める計画。
地域団体商標	「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的とし、地名等と商品・サービスを組み合わせ、地域の事業者・団体が一定の要件を満たした上で共同使用できるようにした商標制度。
畜産クラスター事業	知事が認定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家）に対して施設整備、機械導入等を支援する事業。
畜産経営安定対策	酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の畜種ごとの特性に応じ、生産者への補給金や補填金等を交付する国の制度。
治山施設	山地の荒廃を復旧したり、山地の荒廃を未然に防ぐために治山事業により設置された施設や構造物。
地産地消	地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取組。
地方計画	都市農業振興基本法の規定により地方公共団体が定める都市農業の振興に関する計画。

用 語	説 明
中間土場	伐採地から製材工場等までの輸送経路の途中に設置する木材の集積場所。
中山間地域	平野の外縁部から山間地までの地域で、自然的、社会・経済的条件が不利な地域。本県では、農林統計上の山間農業地域と中間農業地域である市町村域及び「山村振興法」「特定農山村法」「過疎法」の適用を受ける地域としている。
鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止計画に定めた捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を行う非常勤の市町村職員。 実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名することの手続が必要である。
調製	収穫した農産物を出荷するために、不要な葉や土等を取り除く作業のこと。
地理的表示（G I）	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称の表示。G I とは、Geographical Indicationの略称。
デジタルトランスフォーメーション（D X）	デジタル（Digital）と、変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)を組み合わせで作られた造語。デジタルを活用して様々なモノやサービスの効率や利便性を高め、新たなサービスや価値を生みだす変革や、それらの変革が実現した状況を指す。 農業分野においては、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革などがこれに当たる。
電気ショックボート	水中に電流を流す装置を搭載したボート。水中に電気を流すと、魚はショックを受けて浮いてくるが、5秒程度で回復するので、その間に目的の魚をすくい取る。
統合環境制御装置	ハウス栽培・施設園芸における生産性のため、光、温度、湿度、風、養水分などの植物の生育に関連する栽培施設内の各種環境因子をモニタリングし、それらを統合的に解析して施設内の環境を制御する装置。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、農林水産業などへ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から政令で定めるもの。
特別災害	埼玉県農業災害特別措置条例の規定する要件に基づき、天災（降ひょう、降霜、低温、暴風雨、豪雨、干ばつ、降雪等の天災）による農作物の減収など、農業経営に特に影響があると認められる災害が発生した場合に知事が指定するもの。
特別栽培農産物	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準拠し、慣行基準（地域で慣行的に行われている栽培に使用される節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬（使用回数）と化学肥料（窒素成分量）の双方を5割以上削減して栽培されたものとして、県の認証を受けた農産物。
特用林産物	森林からの産物のうち、木材を除いたものをいう。主なものは、きのこや山菜、クルミ、ぎんなん、木炭等。
土地改良区	土地改良法に基づき、土地改良事業を施行することを目的として、同法に基づいて設立された法人。地域の農業基盤整備の中核的な役割を担っている。
土地利用型農業	稲作や麦作など、土地に依存し、その広がりを活用する農業生産の方式。
ナラ枯れ	「ナラ枯れ」は、ナラ菌が体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキイムシによってナラ類やシイ・カシ類の樹体内に持ち込まれ樹木を枯死させるナラ・カシ類萎凋病である。
西川林業地	江戸時代、埼玉県の南西部、荒川支流の入間川、高麗川、越辺川流域から木材をいかで江戸へ流送していたことから、「江戸(東京)の西の川からくる木材」という意味で、その地域の木材を「西川材」、生産地は「西川林業地」と呼ばれている。
二地域居住	主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等を含む）を設ける暮らし方。
担い手	狭義では、農業経営基盤強化促進法に基づき認定を受けた認定農業者、認定新規就農者。また、経営所得安定対策ではこれらに集落営農を含み、さらに農地利用集積では基本構想水準到達者も含む。広義では基幹的農業従事者または主業農家＋準主業農家のこと。
日本型直接支払制度（多面的機能支払、環境保全型農業直接支払、中山間地域等直接支払）	農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して支援を行う制度であり、次の3つに分かれている。 ①多面的機能支払：農業を支える水路・農道を保全管理するための地域の共同活動や長寿命化に関する活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。 ②中山間地域等直接支払：農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。 ③環境保全型農業直接支払：地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村等から認定を受けた者。
農業委員会ネットワーク機構	農業委員会法に基づき、農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的として都道府県知事の指定を受けた一般社団法人又は一般財団法人。

用 語	説 明
農業遺産	世界農業遺産及び日本農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化や農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する制度。
農業共済	農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造り、災害が発生した時に共済金の支払いを受けて農業経営を守るという、農家の相互扶助を基本とした制度。
農業産出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額。 最終生産物の生産量×農家庭先販売価格の合計で算出される。
農業支援サービス事業体	受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル・サブスクリプション等（販売は除く）によって農業者に提供する取組等を行う者等のこと。
農業集落排水施設	農業用水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するため、農山村地域における生活雑排水やし尿を処理する施設。公共下水道計画区域外の農業振興地域や集落を対象としている。
農業振興地域	都道府県知事が指定する、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。
農業水利施設	農業用水に係る水路やパイプライン、水路トンネル、ポンプ場、農業用ため池などを指す。また、農業用排水路や排水機場なども農業水利施設に含まれる。
農業生産工程管理（GAP）	農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。
農業制度資金	農業者が有利な条件で資金を調達できるように、農業者に融資を行う民間金融機関に対して、国や県、市町村等が利子の補給を行う各種資金。
農業法人	農業を営む法人の総称で「農事組合法人」や「会社法人」等がある。 法人の中でも、農地法で定める要件を満たし、農業経営のために農地の取得が可能な法人を農地所有適格法人という。
農業用ため池	農業用かんがいのための貯水池を指す。河川水の利用が困難な丘陵地域に多く分布し、本県では比企地域、児玉地域に多く造成されている。
農業用ドローン	農作業に使用される無人航空機のこと。特に、3つ以上の回転翼をもつマルチローターのものを指す場合が多い。用途は、農薬・肥料の散布、農作物の生育状況のセンシングなど多岐に渡る。
農山村バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもので、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥、稲わら、林地残材などがある。
農商工連携	農林業者と商工業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かした「売れる」新商品・新サービスの開発、販路の拡大などの取組。
農地中間管理事業	農地中間管理機構が農地を貸したい人から農地を借り受け、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を進める事業。
農地中間管理機構	農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を進めるために、各都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。埼玉県では、（公社）埼玉県農林公社を農地中間管理機構に指定している。
農地の集積・集約化	農地の売買・貸借によって担い手が利用する農地面積が増加すること（集積）や担い手が利用する分散した農地を権利の交換によってまとまりのある農地にすること（集約）。
農地利用最適化推進委員	農業委員会法の改正により、農業委員会の必須業務となった担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推進について中心的な役割を果たすため、農業委員会に設置された委員。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
農薬適正使用アドバイザー	農薬の使用に関する助言者として一定の資質を有することを県が認定した者。
農用地区域	市町村が指定する、農業振興地域において農用地等として利用すべき土地の区域。
バイオ燃料	バイオマス（生物由来の有機性資源）を原材料として製造される燃料。
発生予察	農作物の病虫害防除を適時に経済的に行うため、その発生や気象、農作物の生育等を調査し、農作物への損害の発生を予察する。
バリューチェーン	価値を創出するために、調達から製造・加工、流通、販売のそれぞれの活動を効果的に連鎖させること。農林水産物では、生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。
比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム	天水のみを水源とするため池を農業用水として利用する、埼玉県比企丘陵地域(滑川町、東松山市、熊谷市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町)で継承されてきた農業システム。令和5年1月に日本農業遺産に認定された。
豚熱	豚熱ウイルスの感染による豚、いのししの伝染病。強い伝染力と高い致死率が特徴であり、養豚産業に及ぼす影響が甚大であることから、国際的に最も警戒すべき家畜伝染病の一つ。発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の対象となる豚は全て殺処分。

用 語	説 明
ふるさと認証食品	主原料に埼玉県産農産物を100%使用して製造された加工食品で、県が定めた認証基準に基づき認証されたもの。
分収林事業	土地所有者が造林や保育などの森林管理ができない場合などに、土地所有者の代わりに造林や保育を行い、伐採から得た収益を土地所有者と分け合う事業。
平地林	平地部及び都市近郊に所在する森林。都市近郊林と呼ばれることもある。
保安林	水源の涵養や山地災害の防止など、森林法に基づいて指定した公益的機能の発揮が特に求められる森林。森林を伐採する際、許可が必要であるなどの制限がある。
保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の成長を促すために行う下刈、つる切り、除伐、間伐などの作業の総称。
蜂群配置	蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を生産するためのみつばちの群（巣箱）を配置すること。日本みつばちや趣味養蜂が増加するなど、養蜂を取り巻く環境が変化したため、みつばちの適切な管理、蜂群配置の適正が重要となっている。
防災協力農地	災害時の避難空間等として利用される防災協力のための農地や災害時に生鮮食料品の優先供給などを行う災害協力のための農地。
防災重点農業用ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池で、令和2年10月1日に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第4条により都道府県知事が指定することができる。
哺乳ロボット	代用乳の調製や子牛への代用乳給与を自動で行う機器。哺乳作業の省力化だけでなく、子牛ごとに飲乳量をコントロールしたり、飲乳した時間や量などを記録することが可能なため、子牛の発育向上も期待できる。
ホンモロコ	琵琶湖特産の魚（成魚15cm）で、日本産コイ科の魚の中では最も美味とされている。関西では高級魚として料理店で使われ、塩焼きや甘露煮、天ぷら、寿司だねに利用されている。埼玉県が全国に先駆けて水田を利用した養殖技術を確立して普及。
松くい虫	松を枯らす線虫「マツノザイセンチュウ」を媒介する昆虫で、主にマツノマダラカミキリのことを指す。マツノザイセンチュウという体長1mmに満たない外来の線虫が、マツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入し、マツ類を枯死（マツ材線虫病）させる。
みどりの食料システム戦略	農林水産省が令和3年5月に策定した政策方針。食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するとし、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化の実現や化学農薬の使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料の使用量の30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するなどの数値目標を設定している。
見沼田圃	さいたま市と川口市にまたがる総面積1,260haに及ぶ大規模な緑地空間。江戸時代から主に農業生産の場として都市近郊における重要な食料基地の役割を果たしてきた。現在では、人間の営みと自然の調和などを目指し、保全・活用等に取り組んでいる。
武蔵野の落ち葉堆肥農法	江戸時代に開拓され、農地と一体的に整備された平地林から集めた落ち葉を堆肥として活用する、埼玉県武蔵野地域（川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町）で継承されてきた農業システム。令和5年7月に世界農業遺産に認定された。
木育	子供から大人までが木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるために、木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動。
木材需給情報共有システム	川下（工務店等）が必要な木材の規格・量・時期を入力することで、川中（製材所等）や川上（素材生産者等）がその需要情報をもとに計画的な生産・供給を行えるようにするシステムであり、需給情報の共有が図られる。
野菜価格安定対策	主要な野菜について価格の著しい下落があった場合に、生産者、県及び国が積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付する制度。
山元立木価格	末口径20～22cm、長さ3.65～4mの並丸太程度を標準とした利用材積1立方メートル当たりについて、最寄木材市場渡し素材価格から伐木・造材・運搬費等の生産諸経費を差し引いた価格をいう。
有機JAS認証	有機農産物やその加工食品等について、日本農林規格に適合した生産が行われていることを第三者機関である登録認証機関が認証するもの。
有機農業	有機農業推進法第2条に定める、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。病害虫の発生原因となるほか、農村景観を阻害するため、発生防止と解消・活用対策が早急な課題となっている。
陸上養殖	魚やエビなどの水生生物を閉鎖された環境で育てる養殖方法。
林家	保有山林面積が1ha以上の世帯。

用 語	説 明
路網	森林内にある一般道路、森林管理道、作業道の総称。又はそれらを適切に組み合わせた道のつながり。
ロングポット容器	根が健全に育つように容器内部に工夫が凝らされており、植栽時に根切り作業が不要となることで、育苗・造林コストの低減に貢献する、造林用苗木の育成容器。

3 出典

番号	ページ	項 目	出 典
*1	p6	本県の人口	総務省統計局「人口推計」
*2	p6	首都圏の人口	総務省統計局「人口推計」
*3	p6	農産物直売所設置数	県農業ビジネス支援課調べ
*4	p6	農産物直売所販売金額	県農業ビジネス支援課調べ
*5	p7	県産農産物コーナー設置店舗数	県農業ビジネス支援課調べ
*6	p7	県産農産物サポート店登録数	県農業ビジネス支援課調べ
*7	p7	県産木材を60%以上使用した住宅戸数	県森づくり課調べ
*8	p7	本県の食料品製造業出荷額	経済産業省「経済構造実態調査」
*9	p7	実需者ニーズに対応した生産を行う産地数	県生産振興課調べ
*10	p7	6次産業化による農産加工品開発数	県農業ビジネス支援課調べ
*11	p8	S-GAP実践農場として評価した農場数	県農産物安全課調べ
*12	p8	食品表示調査員による店頭調査件数	県農産物安全課調べ
*13	p8	適正な表示をしていた店舗の割合	県農産物安全課調べ
*14	p8	放射性物質の分析調査件数等	県農産物安全課調べ
*15	p9	本県の農業産出額（S52, H12－29, R1－5）	農林水産省「生産農業所得統計」
*16	p9	全国の農業産出額（S59－R5）	農林水産省「生産農業所得統計」
*17	p9	本県の農業産出額の部門別内訳（R5）	農林水産省「生産農業所得統計」
*18	p9	全国の農業産出額の野菜の割合（R5）	農林水産省「生産農業所得統計」
*19	p11	本県の野菜・花き・小麦・茶・米・畜産の産出額（R5）	農林水産省「生産農業所得統計」
*20	p11	高病原性鳥インフルエンザによる殺処分羽数	県畜産安全課調べ
*21	p12	防災重点農業用ため池の数	県農村整備課調べ
*22	p12	本県の農業経営体数（総数、個人経営体、団体経営体）	農林水産省「農業構造動態調査」
*23	p12	本県の個人経営体における農業従事者数	農林水産省「農業構造動態調査」
*24	p12	本県の個人経営体における基幹的農業従事者数	農林水産省「農業構造動態調査」
*25	p12	本県、全国の基幹的農業従事者の割合（65歳以上・39歳以下）	農林水産省「農業構造動態調査」
*26	p12	本県の販売金額1,000万円未満・以上の経営体数	農林水産省「農業構造動態調査」
*27	p13	認定農業者数	県農業支援課調べ
*28	p13	農業法人数	県農業支援課調べ
*29	p13	農業法人数の増加率（対R1比）	県農業支援課調べ
*30	p13	新規就農者数（H29－6）	県農業支援課調べ
*31	p13	新規就農者のうち39歳以下の割合	県農業支援課調べ
*32	p13	新規就農者のうち野菜の割合	県農業支援課調べ
*33	p14	本県・全国の農業就業人口に占める女性の割合	農林水産省「農業構造動態調査」
*34	p14	女性農業者が起業した取組事例件数	県農業支援課調べ
*35	p14	農業参入した株式会社、NPO法人等の数・営農継続率	県農業支援課調べ

番号	ページ	項 目	出 典
*36	p14	集落営農組織数	農林水産省「集落営農実態調査」
*37	p14	集落営農の集積面積	農林水産省「集落営農実態調査」
*38	p14	法人化している集落営農組織の割合	農林水産省「集落営農実態調査」
*39	p15	障害者が就労している経営体数	県農業支援課調べ
*40	p15	農業に就労している障害者数	県農業支援課調べ
*41	p15	本県の耕地面積	農林水産省「耕地及び作付面積統計」
*42	p15	農用地区域内の農地面積	関東農政局「農業振興地域整備計画総覧」
*43	p16	作付延べ面積	農林水産省「耕地及び作付面積統計」
*44	p16	耕地利用率	農林水産省「耕地及び作付面積統計」
*45	p16	遊休農地解消面積	県農業ビジネス支援課調べ
*46	p16	遊休農地面積	県農業ビジネス支援課調べ
*47	p17	担い手への農地集積率（R6）	県農業ビジネス支援課調べ
*48	p17	本県・都府県平均の農業経営体1経営体当たりの耕地面積	農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業構造動態調査」
*49	p17	5ha以上・100ha以上の耕地面積の農業経営体数（H27－R2）	農林水産省「農林業センサス」
*50	p18	全国・本県の水田整備率（30a以上区画）	全国：農林水産省「農業生産基盤の整備状況」 本県：県農村整備課調べ
*51	p20	本県の森林面積	県森づくり課調べ
*52	p20	所有形態別の森林面積の割合	県森づくり課調べ
*53	p20	森林材積	県森づくり課調べ
*54	p20	本県・全国の民有林における人工林の割合・面積	県森づくり課調べ
*55	p20	人工林のうち木材として利用可能な林齢に達している割合	県森づくり課調べ
*56	p20	埼玉県森林CO ₂ 吸収量認証制度による認証件数	県森づくり課調べ
*57	p21	保安林の面積	県森づくり課調べ
*58	p21	森林整備面積（R3－R6）	県森づくり課調べ
*59	p22	花粉発生源対策を行ったスギ林面積（R2－R6）	県森づくり課調べ
*60	p22	県・市町村に配分される森林環境譲与税額	県森づくり課調べ
*61	p23	本県の林業従事者数（H2－R2）	総務省「国勢調査」
*62	p23	1ha以上所有する林家のうち所有面積が5ha未満の割合	県森づくり課調べ
*63	p23	集約化・団地化された森林面積	県森づくり課調べ
*64	p23	森林管理道、作業道の延長	県森づくり課調べ
*65	p23	高性能林業機械の導入台数	県森づくり課調べ
*66	p24	国内の木材自給率	農林水産省「木材需給表」
*67	p24	県産木材の供給量（H12、R1、R3－6）	県森づくり課調べ
*68	p25	県産木材を利用した公共施設数	県森づくり課調べ
*69	p25	県産木材の使用量	県森づくり課調べ
*70	p26	きのこと類の生産量	県森づくり課調べ
*71	p27	本県の養殖業の生産額	県生産振興課調べ
*72	p27	鑑賞魚・食用魚の生産額と割合	県生産振興課調べ

番号	ページ	項 目	出 典
*73	p27	ホンモロコの生産額、生産量	県生産振興課調べ
*74	p27	ホンモロコ生産者数（所在市町数、戸数）	県生産振興課調べ
*75	p27	本県の魚類の放流金額	県生産振興課調べ
*76	p27	放流のうちアユ、マス類及びフナの割合	県生産振興課調べ
*77	p28	農山村地域の人口	総務省統計局「国勢調査」
*78	p28	農山村地域・県全域の65歳以上の割合	総務省統計局「国勢調査」
*79	p28	観光農園開設数	農林水産省「6次産業化総合調査」
*80	p28	共同活動の取組面積のカバー率	県農村整備課調べ
*81	p29	市民農園設置数と区画数	県農業ビジネス支援課調べ
*82	p29	学校ファーム設置校数	県農業ビジネス支援課調べ
*83	p29	森林ボランティア活動に参加する延べ人数	県森づくり課調べ
*84	p30	野生鳥獣による農作物の被害金額	県農業支援課調べ
*85	p30	被害防止計画策定市町村数	県農業支援課調べ
*86	p32	世界の推計人口	国連「世界の推計人口」
*87	p33	日本の人口の推移	総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」
*88	p33	首都圏の人口の推移	総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」
*89	p33	本県の人口の推移	総務省統計局「国勢調査」
*90	p34	農業生産資材価格	農林水産省「農業物価統計調査」
*91	p37	本県・全国の基幹的農業従事者の高齢化率	農林水産省「農業構造動態調査」
*92	p37	本県の基幹的農業従事者のうち60歳未満の割合	農林水産省「農業構造動態調査」
*93	p37	本県の林業従事者・全産業従事者の高齢化率	総務省統計局「国勢調査」
*94	p37	本県の養殖経営体数	県生産振興課調べ
*95	p38	日本・本県の年平均気温	気象庁

埼玉県農林水産業振興基本計画

令和8年9月発行

編集発行／埼玉県農林部農業政策課

〒330－9301　さいたま市浦和区高砂3－15－1

☎048－830－4035



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」